

上野事務所ニュース

令和4年1月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyosr2143.com

今年予定されていること

今年予定されている主な変更は、以下のとおりです。今年は法改正が多く、具体的な改正内容については、事務所ニュースで随時お知らせする予定です。

【保険料率の変更】

- 健康保険料率の変更（3月）
- 介護保険料率の変更（3月）
- *それぞれの料率は未定です。
- 厚生年金保険料率の変更はありません。

【国民年金保険料の変更】

- 国民年金の月額保険料の変更（4月）
（16,590円）

【労働関係の法改正】

- 雇用保険マルチジョブホルダー制度の開始（1月）
- 育児・介護休業法の改正（4月、10月）
- 中小企業に対するパワハラ防止措置の義務化（4月）
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出及び情報公表の義務が常時雇用する労働者が101人以上の事業主へ拡大（4月）

【社会保険関係の法改正】

- 傷病手当金の支給期間通算化（1月）
- 60歳～64歳の在職老齢年金制度の見直し（4月）
- 65歳以上の在職定時改定の導入（4月）
- 年金受給開始時期の選択肢拡大（4月）
- 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大（10月）

【新型コロナウイルス感染症関連】

令和4年3月末まで延長予定

- 雇用調整助成金の特例措置
- 緊急雇用安定助成金
- 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
- *新型コロナウイルス感染症に関連する助成金変更内容の詳細については、事務所ニュースにて随時お知らせします。

育児・介護休業法の改正について①

育児・介護休業法が改正され、令和4年4月1日から段階的に施行されます。改正

内容と施行日は下記のとおりです。

改正内容の概要	施行日
有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和	令和4年4月1日
育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け	
育児休業の分割取得	令和4年10月1日
男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設	
育児休業の取得の状況の公表の義務付け	令和5年4月1日

【有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和】

有期雇用労働者は、引き続き雇用された期間が1年以上なければ育児休業や介護休業を取得することができませんでしたが、今回の改正により、無期雇用労働者と同様に、引き続き雇用された期間が1年未満であっても育児・介護休業を取得できるようになります。ただし、労使協定を締結することによって、無期

雇用労働者・有期雇用労働者ともに、引き続き雇用された期間が1年未満の労働者を育児・介護休業の取得対象から除外することが可能です。なお、既に締結している労使協定において、有期雇用・無期雇用を問わずに引き続き雇用されていた期間が1年未満の労働者を取得対象外としている場合であっても、今回の改正後も無期雇用・有期雇用ともに取得対象外とする場合には、改めて労使協定を締結する必要があります。

年金事務所 による調査 について

年金事務所では、社会保険に加入している事業所を対象に定期的に調査を行っています。

この調査は、手続きが正しく行われているか、他に社会保険の加入手続きが必要な人がいないか、などを確認するものです。原則は、事業主に対して年金事務所へ来所するように通知されますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、出勤簿や賃金台帳などの書類を年金事務所へ郵送する調査も行われています。

年金事務所の担当者は、事業所から郵送された書類をもとに、次の事項について調査しています。

- ①資格取得の時期が適切か
 - ・出勤簿やタイムカードで出勤が記録された日と、資格取得日が同じか。
- ②届出書類に記載されている金額と賃金台帳の金額に間違いがないか
 - ・届出書類に記載された金額に含まれていない金額がないか。(通勤手当や残業代などが含まれた金額で届出されているか。)
 - ・資格取得時の給与額と賃金台帳の給与額に大きなズレがないか。
- ③賞与が正しく届出されているか
 - ・賞与が支給されている場合、正しい金額で届出されているか。
 - ・賃金台帳で賞与として記載されているもの以外に、賞与として支給されているものがないか。
- ④月額変更届が正しく届出されているか
 - ・昇給などで固定的賃金に変動があり、随時改定に該当する場合、月額変更届が届出されているか。
- ⑤社会保険に加入していない人の勤務状況
 - ・パートやアルバイトの出勤日数や労働時間が社会保険加入の要件を超えていないか。

調査の結果、過去の届出内容に訂正が必要な場合には、年金事務所より郵送で結果が連絡されます。また、社会保険未加入者や賞与の届出漏れについては、早急に届出するように指摘されます。

Q&A なぜなにどうして？

Q: 今年から育児休業を取得した場合の社会保険料免除の制度が変わるという話を聞きました。どのように変わるのですか？



A: 育児休業期間中の社会保険料免除に関する改正は、令和4年10月1日から施行されます。現行の制度では、月の末日時点で育児休業を取得している場合に、その月の社会保険料が被保険者本人・事業主負担分ともに免除されます。これは賞与についても同様ですので、賞与支払月の末日に育児休業を取得することにより、賞与に係る社会保険料の免除も可能となっていました。

令和4年10月1日以降に開始した育児休業については、次のように改正されます。

【給与に係る社会保険料】

現行と同じく、その月の末日時点が育児休業期間中である場合に加え、同一月内で開始・終了する育児休業を14日以上取得した場合には、その月の給与に係る社会保険料が免除となります。この改正によって、末日時点で育児休業を取得できない場合でも、月の途中で14日以上の育児休業を取得することによって、社会保険料の免除が受けられることになります。

【賞与に係る社会保険料】

現行制度とは異なり、1か月を超える育児休業を取得した場合に限り、賞与に係る社会保険料が免除となります。

*社会保険料の免除を受けるためには、育児休業期間中に日本年金機構へ「育児休業等取得者申出書」を提出する必要があります。